

## 1. 目的（趣旨）

市内小中学校の適正規模・適正配置について協議・検討するにあたり、都留市小中学校適正規模等審議会を設置する。

### 所管課（かい）名

学校教育課

### 説明者

学校教育課長

## 2. 概要

H30年度児童生徒数は2,187人でH元年度比1,788人の減、10年後にはさらに約600人が減る推計結果について、現在の3中学校、8小学校の適正な規模と配置等について、適正化準備会において把握に努めた現状や市民の考えなども踏まえ、教育委員会の諮問に、調査し、協議・検討をおこない、答申する機関を設置する。

1. 市内小中学校の学校規模の適正規模の適正化及び適正配置について調査協議し、審議検討する「都留市小中学校適正規模等審議会」を教育委員会に設置する。
2. 審議会の任務は、教育委員会の諮問に応じ、学校規模の適正化及び適正配置に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。
3. 委員は、20人以内
4. 任期は2年で、職（PTA会長等）により委嘱された委員の任期は当該職に在職する期間を原則とする。
5. 報酬、費用弁償は、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償並びに支給方法条例中の「各種委員、協議会の委員」の規定により支給する。
6. 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課が処理する。

## 3. 議論の論点・留意点

1. 市全体の適正な規模と配置を協議検討する中で、特に小規模校(該当2校)の存置/統廃合について協議・検討し、答申する。
2. 条例に基づく報酬を支払う。

## 4. 施行期日（予定日）

施行期日：平成31年4月1日

## 5. 備考

- 予算措置状況：報酬予算計上
- 県内他市町村の状況：準備会等の現状把握及び準備的組織を設置せずに審議会を設け適正化の検討を実施している。
- その他：H31年度中の答申を目指す。

## 議第3号

### 都留市小中学校適正規模等審議会条例制定の件

都留市小中学校適正規模等審議会条例を次のように定めるものとする。

### 都留市小中学校適正規模等審議会条例

#### (設置)

第1条 都留市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の学校規模の適正化及び適正配置について調査審議するため、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、都留市小中学校適正規模等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて学校規模の適正化及び適正配置に関する重要な事項について調査及び審議をし、意見の答申を行う。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域組織を代表する者
- (3) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (4) 小中学校の教職員を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命することができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が会議に諮り、委員のうちから選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中「各種委員・協議会の委員」の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

市内小中学校の規模の適正化及び適正配置について調査審議する都留市小中学校適正規模等審議会を設置するため、この条例を制定する必要がある。